

JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

株式会社 SVG の長期借入金に Green 1 を付与

借入人：株式会社 SVG
保証人：株式会社サンヴィレッジ
評価対象：コミットメント型タームローン
分類：長期借入金
実行額：6.2 億円
契約日：2023年3月27日
最終返済日：2041年3月31日
返済方法：スケジュール返済
資金使途：太陽光発電設備における建設資金等

<グリーンローン評価結果>

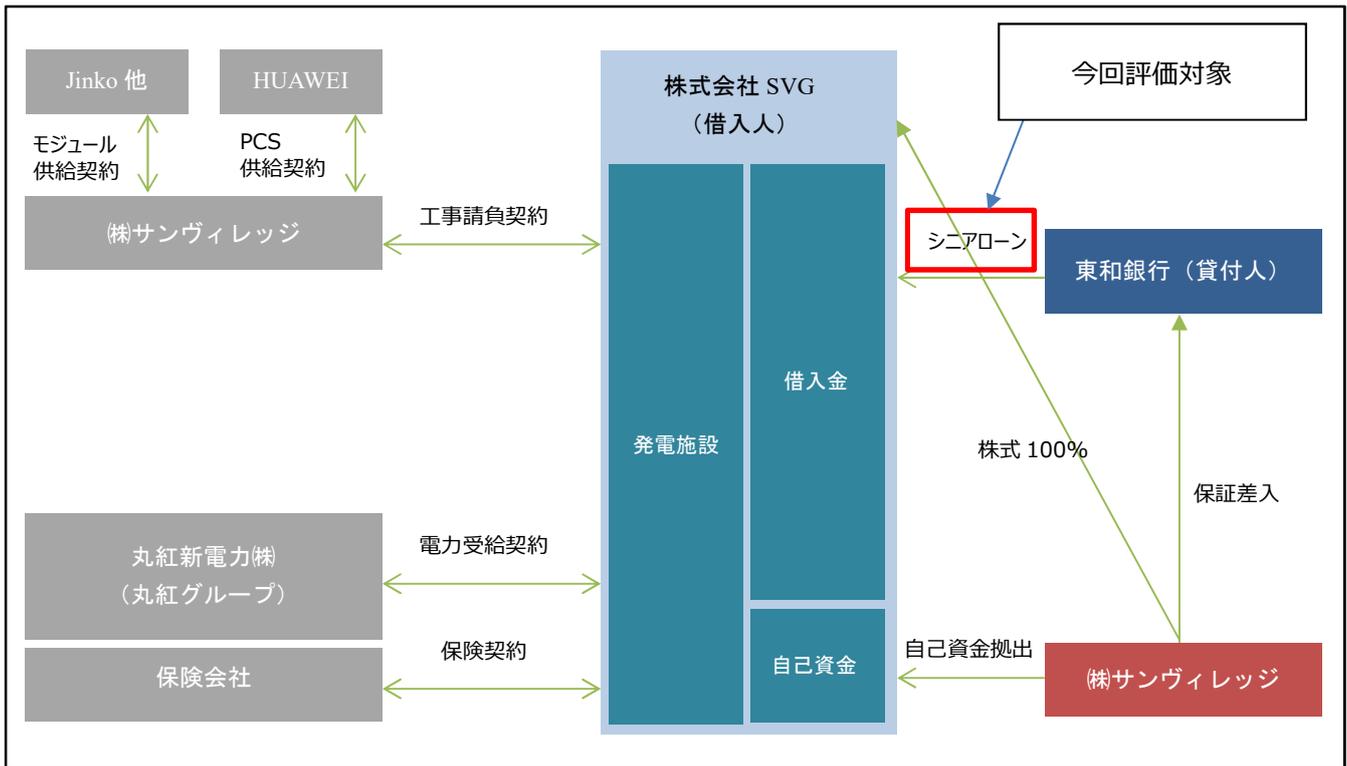
総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章: 評価の概要

株式会社 SVG は、株式会社サンヴィレッジによって、太陽光発電事業を行うために 2022 年に設立された会社である。親会社であるサンヴィレッジは 2012 年に設立された会社であり、太陽光発電設備の建設や運営事業等を行っている。サンヴィレッジは設立以降 2022 年までに 80MW の太陽光発電設備の施工実績を有しているほか、43MW の自社発電所（関連会社含む）を有している。サンヴィレッジは、太陽光発電設備を建設する事業に加えて、FIT（固定価格買取制度）を通さずに自社発電所で発電した電気を直接、法人などの需要家に売電するオフサイトコーポレート PPA 事業に取り組んでおり、FIT に頼らない再生可能エネルギービジネスにも取り組んでいる。

今般の評価対象は、SVG が自ら保有する太陽光発電設備の建設のために充当するために借り入れる長期借入金である。この長期借入金は、2023 年 3 月 30 日から 2024 年 5 月 31 日までのコミットメント期間に引き出されることが想定されている。

(図 1：本件スキーム図)



(引用元：東和銀行作成資料)

今般の資金使途の対象となる太陽光発電設備は、SVG が保有し 2023 年から 2024 年にかけて運転が開始される高圧太陽光発電設備 17 件である。発電された電力は、丸紅グループの丸紅新電力株式会社にフィードインプレミアム) FIP 電力として売電される予定である。なお、SVG については、太陽光発電設備保有のために設立された会社であり、同設備の EPC、O&M および AM は親会社であるサンヴィレッジが実施する。したがって、本評価においては、SVG とともに親会社であるサンヴィレッジについても併せて評価を行う。

なお、再生可能エネルギーにおけるコーポレート PPA は、発電事業者が民間の買取企業あるいは需要家と独自に再生可能エネルギー電力の長期受給契約を結ぶスキームが一般的である。コーポレート PPA は、オンサイト型とオフサイト型に分けられ、前者は需要設備内または隣接する場所に発電設備を設置して電力供給を行うのに対し、本事業を含む後者は需要設備とは離れた場所から電力送配電網を通じて電力供給を行う。本件は後者に該当する。

JCR は、本ローンの資金使途である太陽光発電設備について、SVG の親会社であるサンヴィレッジの管理部の担当者がプロジェクトの適格クライテリアへの適合を確認し、太陽光発電設備の建設・運営において想定されるリスクを特定しそれらへの対策を講じていることを、確認した。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす蓋然性は低く、本ローンの資金使途である太陽光発電設備 17 件は CO₂ 排出削減に大きく資することを、JCR は確認した。また、JCR は、本ローンに関する資金管理の体制は適切であり透明性が高いこと、レポートの内容および頻度が適切であること、SVG の親会社であるサンヴィレッジが環境問題を重要な問題として認識し、その認識に基づいてサステナビリティ推進体制やサステナビリティ基本方針等を整備し事業活動を行っていることについても確認した。

以上より、本ローンについて JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」を “g1”、「管理・運営・透明性評価」を “m1” とし、「JCR グリーンローン評価」を “Green1” とし

た。本ローンは「グリーンローン原則¹」および「グリーンローンガイドライン²」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

² 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf> (pp.73-145)

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本ローンの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の建設資金等であり、高いCO₂削減効果が期待できる。

本ローンによって調達された資金は、すべて高圧太陽光発電設備³の建設資金等として充当される予定である。資金使途の対象は、群馬県および栃木県の各地に存在する下記17か所の太陽光発電設備である。

(図2: 資金使途対象の太陽光発電設備)

物件番号	サイト名	所在地	パネル出力 (kW)(*)	PCS容量	想定年間発電電力量 (20年間平均) (MWh)	年間CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)(**)	供給開始日
1	下中森1号	群馬県千代田町	300.12	200.00	337.19	148.70	2023/7/31
2	境下淵名	群馬県伊勢崎市	258.00	150.00	287.13	126.63	2023/5/31
3	藤岡市小林	群馬県藤岡市	192.00	150.00	218.14	96.20	2023/9/30
4	藤岡市小林2号	群馬県藤岡市	342.00	200.00	373.07	164.52	2023/9/30
5	藤岡市篠塚	群馬県藤岡市	180.00	100.00	194.70	85.86	2023/7/31
6	藤岡市上戸塚	群馬県藤岡市	252.00	150.00	278.12	122.65	2023/7/31
7	東金井2号	群馬県太田市	264.00	150.00	282.06	124.39	2023/9/30
8	大鷲3号	群馬県太田市	260.76	150.00	286.37	126.29	2023/5/31
9	上五箇2号	群馬県千代田町	686.88	450.00	763.57	336.73	2023/12/31
10	足利市奥戸2号	栃木県足利市	252.72	150.00	275.72	121.59	2023/4/30
11	足利市小俣	栃木県足利市	422.40	249.90	465.13	205.12	2023/11/30
12	足利市羽刈10号	栃木県足利市	298.08	200.00	331.48	146.18	2023/10/30
13	足利市松田3号	栃木県足利市	250.80	150.00	276.79	137.29	2024/2/29
14	足利市名草14号	栃木県足利市	401.76	249.90	447.67	197.42	2023/9/30
15	足利市名草17号	栃木県足利市	388.00	249.90	437.10	192.76	2023/10/31
16	足利市名草22号	栃木県足利市	231.00	150.00	257.93	113.75	2023/11/30
17	足利市名草23号	栃木県足利市	389.40	249.90	437.41	192.90	2023/11/30
合計			5,369.92	3,349.60	5,949.59	2,638.99	

CO₂削減量計算方法=想定年間発電電力量×調整後排出係数 (令和3年度 (最新の数値))

想定年間発電電力量は、SVG提供の発電量資料を基に、経年劣化を含めて算定

想定年間発電電力量は、発電所毎に供給開始後の年間発電電力量を基に算定されるため、発電所毎に計算年度は一致しない。

(引用元: SVG提供資料よりJCR作成)

本借入金によって調達された資金は、工事の進捗状況に応じて、おおむね1年程度で上記17箇所の高圧太陽光発電設備に充当される予定である。なお、上記17箇所の高圧太陽光発電設備で発電された電

³ 定格出力 50kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備

気は、FIP 制度のもと、市場取引等の価格を参考に決定される参照価格に一定のプレミアム（補助金）を上乗せした基準価格にて、小売電気事業者である丸紅新電力に売電が行われる予定である。ii. 太陽光発電設備が予定通り稼働する見込みが高い。

資金使途の対象となる各太陽光発電設備は、2023 年 4 月末より順次商業運転が行われる予定である。各太陽光発電設備の EPC（設計・調達・建設）、運転開始後の O&M（運営・維持管理）および AM（資産管理）は、借入人である SVG の親会社である株式会社サンヴィレッジによって行われる。サンヴィレッジは、2022 年現在、80MW の太陽光発電設備の施工実績を有しているほか、自社発電所（関連会社含む）を全国約 300 箇所、43MW 規模で有している。上記の通りサンヴィレッジは豊富な太陽光発電設備の建設および運営実績を有しているため、資金使途の対象である太陽光発電設備についても、予定通りの稼働開始を見込むことができると判断している。

iii. 資金使途は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」および「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光発電は太陽光をエネルギー源とすることで化石燃料を代替し、温室効果ガス（GHG）削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。このため、2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画⁴でも重要な役割を期待されている。同計画によると、2050 年の「カーボンニュートラル宣言」、2030 年度の CO₂ 排出量 46%削減、更に 50% の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。同計画において、再生可能エネルギーは 2030 年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。

（図 3：第 6 次エネルギー基本計画 概要）

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費（省エネ前）		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1% (再エネの内訳)
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22% 太陽光 14~16%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20% 風力 5%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19% 地熱 1%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2% 水力 11%

（引用元：経済産業省 資源エネルギー庁 ウェブサイト）

既に再生可能エネルギーの発電量（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）は、2020 年度時点で全体の発電量の約 19.8%、そのうち 7.9%が太陽光発電設備によって賄われており、水力の発電量を上回る大きな比率を占めている⁵。また、太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一、

4 経済産業省 資源エネルギー庁 第 6 次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_02.pdf

5 経済産業省 資源エネルギー庁 令和 2 年度（2020 年度）エネルギー需給実績（確報）（令和 4 年 4 月 15 日公表）

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/gaiyou2020fykaku.pdf

世界第3位の累積導入量となっている。以上より、太陽光発電は、日本の2050年カーボンニュートラル、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に向けて、主力の電源の一つとなっている。

以上より、本ローンの資金使途である太陽光発電の拡充は国内における政策課題の上でも重要であるとJCRでは評価している。

b. 環境に対する負の影響について

SVGでは、EPC業務について親会社であるサンヴィレッジと太陽光発電設備に関する工事請負契約書を締結している。サンヴィレッジでは、資金使途となる太陽光発電設備の立地について、これまでの太陽光発電設備に関する経験に基づいて、森林の伐採や極端な盛土を行うような場所を避ける形で選定を行っている。なお、一部の発電所については、浸水リスクや液状化リスクが存在する地域に立地している。これらのリスクについては、浸水によって太陽光パネルやPCS（パワーコンディショナー）が故障しないように、架台を通常より高く設置し、架台自体も肉厚で耐久性が高く、信頼できるメーカーのものを使用することや、施工に際しても杭間のピッチを短くしたり、筋交いを入れることで耐久性を高めて対応を行っている。また、被害に備えて損害保険を付保するなどの対策を行い、想定される経済的損失に対する対策を行っている。加えて、プロジェクト開発にあたって必要に応じて説明会を開催し、理解を得ているなど、太陽光発電設備周辺の住民との関係についても配慮を行っていることから、周辺住民に係るトラブルも想定されていない。

以上より、JCRは、本件において想定される環境への負の影響を特定した上で、適切に手当てを行っているとして評価している。

c. SDGs との整合性について

JCRは、本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングに照らすと、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると判断した。



目標3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

目標11：住み続けられる街づくりを



ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

SVGの親会社であるサンヴィレッジは、太陽光発電建設・運営を主な事業としており、自社保有発電所の200%増加の達成を自社グループのサステナビリティ重点課題（マテリアリティ）の一つとして特定している。本ローンの資金使途である太陽光発電設備は上記マテリアリティの達成に資する取り組みであり、日本政府の目標である2050年カーボンニュートラルにも資するものであるとJCRでは評価している。

b. 選定基準

SVGでは、以下の適格基準を満たす発電設備を開発対象としている。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 対象設備の建設・設置にあたり、農地法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- 対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明が義務化されている地域については、周辺住民への事前説明を実施していること。
- プロジェクトへの投資は、関連グリーンローンの実行日から遡って36ヶ月以内に実施されたものであること。

JCRでは、上記選定基準は適切であると評価している。

c. プロセス

グリーンローンで調達した資金の資金使途となるプロジェクトは、サンヴィレッジの管理部の担当者により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定が行われる。

管理部門の担当者は、対象となるプロジェクトについて、サンヴィレッジの代表取締役会長が委員長を務める社内の評価機関である「サステナビリティ推進委員会」にて総合的に分析・検討をした上で、代表取締役会長が最終決定を行う。

上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されているほか、貸付人に対しては本ローンに関するフレームワークが金銭消費貸借契約書に添付されるため、貸付人等に対する透明性が確保されている。以上より、JCRはSVGおよびサンヴィレッジにおける選定プロセスが適切であり透明性も高いと評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本ローンによって調達された資金は、調達から概ね 1 年程度で全額が資金使途の対象である太陽光発電設備に全額充当される。なお、本ローンによって調達された資金については、支払金額が確定するごとに分割して貸付人から実行される予定であり、資金管理は、本プロジェクトのために作られた口座において行われる。

資金の入出金については、SVG から業務委託を受けたサンヴィレッジの管理部部长による承認にて決裁が行われ、社内システム内で専用の帳簿を作成し、資金使途である太陽光発電設備への充当状況を四半期単位で追跡管理を行う予定である。

上記の決裁手続きは、年次の内部監査および外部監査の対象とする予定である。

なお、本ローンの調達の際の契約書類及び資金管理に関する書類については、本ローンの最終返済期日まで電子ファイルまたは現物保管が行われる予定である。

太陽光発電設備の売却等によって未充当資金が発生した場合、代替となる太陽光発電設備を選定し、当該設備の購入等のために調達したローン等のリファイナンスに充当する予定である。また、代替となる設備が選定されるまでは現金、もしくは現金同等物で運用する予定である。これらの内容については、貸付人に対して金銭消費貸借契約書に添付されるフレームワークにおいて開示の予定である。

以上より、JCR は本ローンに関する資金管理体制が妥当であり、透明性が高いと評価した。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本ローンによって調達した資金は、全額が太陽光発電設備の建設資金等に充当される予定である。本ローンの資金充当状況に関しては、貸付人には四半期毎に報告されるほか、親会社であるサンヴィレッジのウェブサイトにおいて、資金充当完了まで年次でレポーティングが行われる予定である。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

SVG では、環境改善効果に関するレポーティングについて、以下の 2 つの項目を年次で開示する予定である。2 項目とも定量的な内容であり、適切であると JCR では評価している。

- ①適格グリーンプロジェクトによって削減された CO2 排出量（出力規格に基づく理論値）
- ②適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量（出力規格に基づく理論値）

以上より、JCR は本ローンに関する資金の充当状況および環境改善効果に係るレポーティングがいずれも適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、借入人の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

SVG の親会社であるサンヴィレッジは、2012 年に創業した太陽光発電設備の建設・運営事業や断熱パネル製造を主な事業とする企業である。

前記の通り、サンヴィレッジは 2022 年時点では 80MW の太陽光発電設備の施工実績、43MW の自社発電所を保有しており、2025 年には自社発電所を 150MW 規模まで拡大する方針を有している。

サンヴィレッジは創業当初から、再生可能エネルギーの普及に注力した事業活動を行い、本社が存在する栃木県を中心に、太陽光発電設備の建設を通じて、脱炭素化の促進に努めてきた。2021 年 3 月には、「とちぎ SDGs 推進企業」に登録を行い、そのなかで、地球環境や地域社会に貢献することで、持続可能な開発目標の達成に貢献することを宣言している。また、2022 年 9 月には、大宮支店が所在する埼玉県の「埼玉県 SDGs パートナー」にも登録を行っている。

サンヴィレッジでは、FIT が将来のいずれかの時点で終了する可能性について検討し、FIT に頼らない非 FIT による売電事業を模索してきた。本ローンの資金使途である 17 か所の太陽光発電設備では、発電した電気を小売電気事業者に売電する、オフサイトコーポレート PPA という方式を採用しており、今後も主要事業の一つとして推進してゆく方針である。

サンヴィレッジでは、2020 年に自社グループおよびステークホルダーにとって 3 つの重要な課題をサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）として特定している。

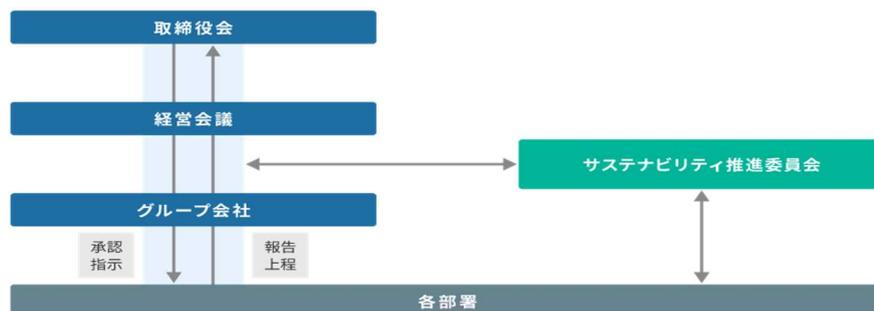
(図 4：サンヴィレッジのサステナビリティ重要課題)

重要課題	主な取り組み
再生可能エネルギーの建設	自社保有発電所 200%増加
リサイクル品の推奨	仕入れ碎石の RC 納入比率 10%増加
女性管理職比率引き上げ	女性管理職比率 10%増加

(引用元：サンヴィレッジ ウェブサイト)

また、サンヴィレッジでは、代表取締役を委員長、各部の部長や課題に関係する社員およびグループ会社をメンバーとするサステナビリティ推進委員会を設置している。サステナビリティ推進委員会では、上記のマテリアリティなどの推進状況と、有効性に関するモニタリングを行っている。

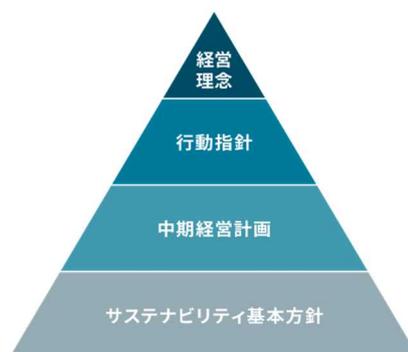
(図5：サンヴィレッジのサステナビリティ推進体制)



(引用元：サンヴィレッジ ウェブサイト)

2022年3月には、外部専門家の助言を受けてサステナビリティ基本方針を策定した。これは中期経営計画、行動指針、経営理念など、サンヴィレッジグループとしての上位方針を実現するための方針であり、この方針に従い、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点で課題に取り組み、かつ最適なガバナンス体制を構築することで、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上を目指すことが謳われている。

(図6：サンヴィレッジの経営理念体系)



(引用元：サンヴィレッジ ウェブサイト)

サンヴィレッジはサステナビリティに関する取り組みについて急速に取り組みを進めており、将来的にはサステナビリティ推進委員会の事務局となりうる専門部署の設置も検討していることを確認している。なお、本ローンの資金使途となる太陽光発電設備 17 件については、専門のコンサルティング会社の意見を踏まえて、決定が行われている。

以上より、JCR は、SVG の親会社であるサンヴィレッジの経営陣が、環境問題を重要な課題であると認識し、自社グループの事業を通じてサステナビリティに関する取り組みを推進していると評価した。

■評価結果

本ローンについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green1”とした。本ローンは「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 増田 篤・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル